

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人境を越えて（以下「当法人」という。）定款第8条の規程に基づき、当法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 当分の間、入会金は徴収しないものとする。

(会費)

第3条 会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

(個人) 年会費 3,000 円 (団体) 年会費 10,000 円/年 (一口以上)

(2) 賛助会員

ア パートナー会員（個人）は以下の内容から選択する。ただし、障がい当事者は会費納入は任意とする。

- ① 2400 円/年
- ② 6000 円/年
- ③ 100 円/月
- ④ 200 円/月
- ⑤ 500 円/月

イ サポーター会員（個人）は以下の内容から選択する。障がい当事者はパートナー会員となるため会費納入は任意とする。

- ① 2400 円/年
- ② 6000 円/年
- ③ 100 円/月
- ④ 200 円/月
- ⑤ 500 円/月

ウ サポーター会員（団体）は一口 10,000 円/年（一口以上）

附 則

この規程は、令和4年6月25日から施行する。